

『わかりやすい信託登記の手続』初版 1 刷
お詫びと訂正

本書中、下記の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。
下記の箇所をご修正の上、ご使用くださいますようお願い申し上げます。

記

●P181（上から 2～4 行目）

【誤】

所得権移転の分については、原因が「売買」の場合には不動産の価額の 1000 分の 4 となります。ただし、土地については、平成 21 年 3 月 31 日までは不動産価額の 1000 分の 2 となります。

↓

【正】

所得権移転の分については、原因が「売買」の場合には不動産の価額の 1000 分の 20 となります。ただし、土地については、平成 21 年 3 月 31 日までは不動産価額の 1000 分の 10 となります。

●P182（「別記 1 委任状見本」中）

【誤】

- 1 登記の目的 所有権移転及び信託
- 1 原 因 平成〇年〇月〇日信託

↓

【正】

- 1 登記の目的 所有権移転及び信託登記抹消
- 1 原 因
所有権移転 平成〇年〇月〇日売買
信託登記抹消 信託財産の処分

●P191（「別記1 委任状見本」中）

【誤】

- 1 登記の目的 所有権移転及び信託
- 1 原 因 平成〇年〇月〇日信託財産引継

↓

【正】

- 1 登記の目的 所有権移転及び信託登記抹消
- 1 原 因
所有権移転 平成〇年〇月〇日信託財産引継
信託登記抹消 信託財産引継

以上